

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録			
日 時	平成 2 0 年 1 2 月 1 6 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 3 時 3 1 分
場 所	消 防 第 2 ・ 3 会 議 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	大橋委員長、新谷副委員長、佐野・濱本・林下・大竹・見楚谷 各委員		
説 明 員	産業港湾部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、濱本委員、林下委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「（仮称）朝里川温泉リゾートホテル建設事業に関する経過について」

○(産業港湾)観光振興室藤井主幹

朝里川温泉センター跡地におけるリゾートホテル建設計画のその後の経過について、報告いたします。

本年第 2 回定例会の、経済常任委員会におきまして、急激な原油高騰などにより、建設資材等が大幅な値上げになり、ホテルの建設費が当初の見込みよりアップすることから、新配湯ポンプ室の移設を含めて、ホテル建設の全工事費のさらなる削減を図っているため、建設主体であります株式会社上毛としては、変更の内容の確認申請は継続するものの、見直し内容が決定した段階で変更申請、又は改めて建築確認申請をするとの考えであり、これに伴い、平成 21 年のゴールデンウィーク前を予定しておりましたホテルのオープンは大幅に遅れる見通しであるとの報告をしたところであります。

しかしながら、その後、サブプライムローン問題に端を発したアメリカの大手証券会社リーマン・ブラザーズが破たんするなど、金融経済状況の急速な変化の影響で、株式会社上毛では収益が悪化する見込みとなったため、予定していたマンションや複合ビルの着工、売却を取りやめたと聞いております。このような状況から、上毛の 100 パーセント子会社で、既にホテル建設予定地を取得している朝里川温泉開発株式会社においても、経済状況が好転するまでの当分の間、ホテル建設を凍結せざるを得ないと先般報告を受けたものであります。

また、ホテル建設に係る建築確認申請につきましては、10 月 23 日に下りておりますが、株式会社上毛では、確認申請に有効期限のようなものがないことから、将来的に経済状況が好転し、開発に着手できる段階となれば、朝里川温泉開発株式会社の名義に変更の上、ホテルを建設する意向のため、確認申請の取消しなどはしないとの考えであります。なお、同社は、10 月 1 日付けで社名を価値開発株式会社に変更しております。このように短期間で状況が変わったことから、市では朝里川温泉地域クラスタープロジェクトのメンバーや NPO 法人朝里まちづくりの会などに対し、これまでの経過や今後について説明し、御理解を得たところであります。まことに残念にはありますが、市といたしましても、世界的な経済状況の悪化に伴うものであることから、朝里川温泉リゾートホテル建設事業の大幅な遅れはいたし方ないものと考えております。

なお、朝里川温泉開発株式会社では、今後、同社が所有している旧朝里川温泉センター跡地につきまして暫定的な活用策を検討しているとのことでありますので、地域の方々の御意見などもお聞きしながら協力してまいりたいと考えております。

○委員長

「第 1 種大規模小売店舗立地法特例区域の指定について」

○(産業港湾)小山主幹

このたび、いわゆる稲一地区再開発地区であります小樽市稲穂 1 丁目 4 番 1 号の一部の区域が、中心市街地の活性化に関する法律の規定に基づき、本年 12 月 5 日付けで北海道から第 1 種大規模小売店舗立地法特例区域に指定されましたので、報告いたします。

このたびの指定については、北海道が本市からの本年 8 月 20 日付けの要請を受理した後、10 月 28 日に後志支庁小樽合同庁舎にて住民説明会を開催し、その後、道が作成した特例区域案について市との協議を経て、北海道としての特例区域案を決定し、11 月 7 日に告示を行い、同日から 21 日までの 2 週間、道庁及び小樽商工労働事務所、小樽

市役所で縦覧を行い、今般、特例区域の指定がされたものであります。

まず、資料 1 の 1 をごらんください。

下段の図の塗りつぶした部分が指定された区域です。具体的には、旧丸井今井小樽店や丸井マルサが入っていた旧アネックス館、さらに小樽グランドホテルの建物がある区域で、名称は住居表示を使い、「稲穂 1 丁目 4 番南地区」となっております。

次に、資料 1 の 2 をごらんください。

大規模小売店舗立地法特例区域の概要について、説明いたします。

第 1 種大規模小売店舗立地法特例区域とは、国の認定を受けた中心市街地において、にぎわいが低下している要因が中心市街地の商業機能の低下であることを踏まえて、大規模小売店舗の迅速な立地のため、当該店舗の新設や変更の届出、説明会の開催等の手続を不要とするなど、大規模小売店舗立地法の特例を設けることが特に必要な区域のことであり、都道府県又は政令指定都市が定めることとなっています。

次に、第 1 種特例区域に指定された場合の大規模小売店舗立地法の具体的な特例措置についてです。資料に簡条書にしていますが、第 5 条から附則第 5 条までの規定が適用されなくなり、現行では、大型店の設置者が原則として届出日から 8 か月を経過した後でなければ大型店の新設や変更を実施できないという、いわゆる 8 か月の実施制限や、届出日から 2 か月以内に説明会を開催するという手続が必要ですが、指定後はその必要がなくなり、大型店の迅速な立地が可能となります。ただし、中心市街地の活性化に関する法律では、特例区域内に大型店を設置するものに対しては、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして、大型店の維持・運営をするように努めなければならないとされており、またその大型店で事業活動を行う小売業者に対しても、設置者が行う維持・運営に協力するよう努めなければならないとされております。

市といたしましては、稲穂 1 丁目 4 番の地区が第 1 種特例区域に指定されたことにより、建物が早期に全館再活用されるよう期待するものです。

○委員長

「小樽市中小企業等振興資金の改正について」

○(産業港湾)産業振興課長

小樽市中小企業等振興資金の改正について、報告申し上げます。

市では、昨年から、制度融資の小樽市中小企業等振興資金の改正について検討を行ってまいりましたが、このたび金融機関と協議が整ったものから順次改正を行うこととしましたので、報告いたします。

改正案の作成に当たっては、利用者である中小企業者に対してアンケート調査を実施し、利用実態を把握したほか、学識経験者や金融機関から御意見をいただいた上で、最終的には改正案を利用者、学識経験者、金融機関で構成される会議において審議をいただいたものです。

改正内容について説明いたします。

まず、資料 2 についてでございますけれども、アンケート調査の結果、融資期間が 10 年以内となっている中小企業特別資金、通称マルタル資金の利用のうち、5 年未満の利用が 8 割を超えていることから、融資期間が 5 年未満の取扱いにつきましては、金利をこれまでの 2.1 パーセント以内から 0.1 パーセント引き下げ、2 パーセント以内とし、利用者の負担軽減を図ることといたします。また、融資期間が 5 年以上の取扱いにつきましては、0.2 パーセント引き上げ、2.3 パーセント以内とするとともに、変動金利の選択を可能といたします。

次に、資料 3 についてでございますけれども、設備等近代化資金と店舗等改善資金の二つある設備系の資金を統合いたしまして、名称を設備総合資金とするとともに、新たに土地購入のための資金を融資対象に追加することといたします。統合後の融資限度額は 1 億円、金利は、10 年未満の場合、これまでの設備等近代化資金と同率の 2.3 パーセント以内、10 年以上の場合、2.5 パーセント以内とし、あわせて変動金利の選択を可能といたします。

実施の時期についてでございますけれども、中小企業を取り巻く厳しい経営環境に配慮いたしまして、運転資金としての利用が多いマルタル資金の固定金利分についての改定につきましては、来年 1 月 1 日から実施をすることといたしまして、設備資金の統合に伴う改正及び変動金利の導入については、新年度から実施いたしたいというふうに考えております。なお、制度融資の金利についてでございますけれども、これは毎年 3 月に発表されております長期プライムレートを基に決定しております。ただいま申し上げました金利につきましては、本年 3 月時点の長期プライムレート 2.1 パーセントを基準にしておりますけれども、新年度からの金利につきましては、来年 3 月の発表を待ちまして決定されることとなるものでございます。

○委員長

「雇用相談総合窓口の対応充実について」

○(産業港湾)商業労政課長

雇用相談総合窓口の対応充実について、報告申し上げます。

市では、平成 14 年 1 月から雇用相談窓口を開設いたしまして、ハローワーク小樽、労働基準監督署、北海道など関係機関と連携し、労働者、事業主からの相談に対応してまいりました。現在の小樽市を取り巻く雇用環境は、企業収益の悪化により依然として厳しい状況が続いております。さらには、原油価格や原材料価格の高騰、世界的な金融市場の混乱により、本市におきましても雇用への影響が見られる状況にございます。このような厳しい状況を踏まえ、市といたしまして、これまで開設してまいりました雇用相談総合窓口の対応を充実するものであります。

資料 4 をごらんください。

具体的には、労働者、事業主からの相談に対しまして、国民健康保険や事業資金の融資制度など、市の相談窓口で対応できるものは市で対応してまいります。

また、離職者の再就職先確保や職業訓練に関する相談、事業主が従業員を継続雇用する場合や離職者を雇用する場合の支援策などは、ハローワークと連携して対応してまいります。さらに、労働者からの労働条件全般にかかわる相談は、北海道や労働基準監督署と連携して対応してまいります。このほか、労働者からの生活資金や住宅など生活全般にかかわる内容はそれぞれに関係する相談機関と連携して対応してまいります。今後とも、労働者、事業主からの相談に対し、関係機関と十分に連携をとりながら、きめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「耕作放棄地全体調査の結果について」

○(産業港湾)農政課長

耕作放棄地全体調査の結果について報告させていただきます。

この調査については、平成 20 年 5 月 7 日の食糧農業農村政策推進本部において、食料の安定供給に向けて限りある農地を有効に利用するため、増加傾向にある耕作放棄地の解消に取り組むことが決定され、今年度、全国一斉に耕作放棄地の現状を把握する調査が行われることになったものでございます。

調査の実施主体は、市町村と農業委員会になっており、本市では、5 月から北海道の指導の下、農業委員会と協力し、農地基本台帳に基づいた一筆ごとの耕作放棄地の洗い出し作業等の準備を行い、7 月 22 日から 9 月 29 日にかけて現地調査を実施したものでございます。調査対象件数は、農家数 85 戸、筆数 304 筆であります。参考に、農地基本台帳農家数は、239 戸でございます。

調査については、耕作放棄地の状況に応じて、人力・農業機械で草刈り等を行うことにより直ちに耕作することが可能な土地を緑区分に、草刈り等で直ちに耕作することができないが基盤整備を実施して農業利用すべき土地を黄色区分に、森林、原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地を赤として 3 区分にすることになっており、現地調査の結果、資料 5 のとおり、緑区分に該当するものが 33 戸 86 筆、面積 22 万 8,512 平方メートル、赤区分に該当するものが 65 戸 213 筆、面積 74 万 7,763 平方メートルとなったところでございます。黄区分に該当する

ものはありませんでした。農地と判断された緑区分の土地については、所有者による耕作再開等としての利活用がされるものでございます。なお、赤に区分された213筆、74万7,763平方メートルの土地については、20年11月27日の農業委員会総会において非農地として議決され、20年12月8日に農業委員会から、非農地通知書をその土地の所有者に発送されております。この通知書は、農地に該当しない旨の農業委員会の証明として、法務局で地目を変更する登記に当たり、添付が必要となるものでございます。

○委員長

次に、今定例会に付託された案件について。

「議案第21号小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案について」

○(産業港湾)商業労政課長

議案第21号小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

この条例案の改正趣旨でございますが、観光物産プラザ使用料の納付方法を変更するためであります。従来、観光物産プラザにおきましては、暖房を利用する場合に1時間当たりの暖房料を納付することとされておりましたが、このたびの使用料・手数料の見直しの一環といたしまして、当該プラザの暖房料につきまして内容を精査いたしましたところ、現行1時間当たりの暖房料が280円となっております平成18年、19年度の実績と比較いたしましたところ、低く設定されていることから、この2か年の平均値、1時間当たり294円に改めるものであります。また、現行の納付区分は、暖房料が1時間当たり、使用料は午前、午後、夜間、全日の区分となっておりますが、暖房料の納付区分を1時間当たりから使用料と同じ納付区分に改め、納付方法につきましては、原則前納とするものでございます。このことによりまして、観光物産プラザ使用料の未納防止と催告業務の削減が図られるものであります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案について

初めに、議案のほうから若干お伺いします。

今までの暖房料は、1時間までごとに280円ということであったけれども、実態はそれよりも高く、設定額が低かったということなのです。暖房料の納付区分が、1時間ごとという細かな設定であったのですけれども、実際の利用実態はどうだったのでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

基本的に、平成19年度と20年度の利用実態でございますけれども、まず19年度ですが、午前で使用された件数が15件、午後が37件、夜間が40件、全日が73件でございます。本年度の状況なのですが、11月まででございますが、午前が21件、午後が47件、夜間が29件、全日が46件となっております。暖房料につきましては、これまで1時間当たりという設定で、利用者の利便といいますか、実際に使われた時間ということで行ってまいりましたけれども、実際のところは1時間とか2時間という単位で利用されるのではなく、午前、午後ですとか、日中ですとか、そういう使用料の区分と同じような状況で利用されておりますことから、今回、1時間当たりの暖房料から使用料と同じ区分に見直すことにしましても、利用者に負担をかけるということはないものと考えております。

○新谷委員

◎緊急保証制度にかかわる問題について

代表質問と予算特別委員会で質問した緊急保証制度にかかわってお伺いします。

ちょうど12月11日に、国会でも小樽の問題が取り上げられました。これは、北野議員からも質問がありましたけれども、国会の中で、信用保証協会が保証しても銀行が融資を拒否する事例が増えているということで、せっかくのその政府の対策が現場で使えない、セーフティネット保証に積極的に対応するよう金融機関に徹底せよという求めに対して、金融庁監督局長はこの制度の周知徹底を含めて取り組んでいきたいというふうに答弁をしておりました。見た方もいらっしゃると思いますが、個別の問題として、小樽市のWさんが北陸銀行に融資を断られたと、ひどい言葉を投げつけられて断られたということだったのですけれども、その後、北陸銀行は融資に応じたのか、また小樽市としてどのように北陸銀行に話をしたのか、お知らせください。

○産業港湾部長

応じたかどうかについては確認されておられません。応じたとも、応じてないというふうにも、私どものほうではまだ確認できておられません。あの議論が、先般、予算特別委員会でごさいますて、それで私どもとしてもどういうことだったのかというようなことは聞く必要があるということで、電話でごさいましたけれども、私が昨日問い合わせをいたしまして、それで支店長が不在でごさいましたけれども、かわりに出られた副支店長と話をしました。具体的にはやはり個々の企業の情報に関することですから、それについては具体的には開示してはいただけませんでしたが、ただ議会議論としてこういうことがあったということと、やはり信用保証協会の保証が100パーセントで、代位弁済が100パーセントその金融機関になされるという前提で動いているという制度であるので、できるだけ我々地元の中小零細企業を守る立場としてはやはり融資というものは重要と考えているので、議会での議論もこういうふうにあったことを伝えて、改めて要請といえますか、お願いといえますか、趣旨を説明した上で意向を伝えたというような格好では話はさせていただいております。

○新谷委員

融資に応じたか、応じないかはわからないということでしたが、これは私たちの聞いたところでは応じられていないということでした。緊急保証制度の下で、こうしたことで北陸銀行が不利益をこうむるということがあるのでしょうか。

○(産業港湾)産業振興課長

この緊急保証制度でごさいますけれども、責任共有制度ということで保証に当たりましては、今まで信用保証協会、つまり国が100パーセント保証していたものを、昨年10月から、金融機関にも2割の負担を求めるということで部分保証になったわけでごさいますけれども、今回のこの緊急保証制度につきましては、責任共有制度の枠外にごさいますので、基本的には不測の事態が生じた場合については国が100パーセント保証するということになりますので、金融機関にとりましても実害と申しましょうか、そういったものはないというふうに考えております。

○新谷委員

そのとおりだと思うのですが、何のためにこの緊急保証制度がつくられたかということからしても、銀行に不利益がこうむらないのにこのような態度に出るということはやはり問題だと思います。中小零細企業に対しての言わば国の救済制度が緊急保証制度だと思うのですけれども、この国の制度に反して融資をしないというのは大問題だと思います。社会的な責任を果たさせるという点で、北陸銀行に、先ほどは電話で話をして、お願いという形で要請したということですが、これだけでいいものなのでしょうか。やはり、この程度しかできないということはないと思いますので、正式に文書で要請すべきだと思うのですが、この点ではどうでしょうか。

○産業港湾部長

制度上はそのような形だと思いますけれども、ただその融資を実行するかどうかは、あくまでもこれはやはり金融機関の判断だと思うのです。それで、背景にあるのはそういった本当に厳しい、いろいろな企業の状況があるわけなので、そこのところを銀行としてどのようにその実態を個々に判断し、審査しているかということが問題なのかと思いますので、我々としては融資せよということを銀行に対して言える立場ではございませんけれども、やは

り現状の中ではできるだけ対応をお願いできないかということは改めてまた口頭では話をしたいというふうには思います。これは、一つの委員会で出た事例にとどまらず、まだこの制度自体が平成22年3月31日まで続く制度でありますから、今後のこともありますので、よく話し合ってみたいというふうには思っております。

○新谷委員

口頭ではなく、やはり正式に文書でお願いしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○産業港湾部長

そこまではちょっと今の段階ではできかねるというふうに、私としては判断しております。

○新谷委員

でも、小樽市が本当にこの市内の中小業者を守るという立場に立てば、やはりもっと強く申し入れて、融資させるようにしなければいけないと思うのです。その強制力というのはないかもしれませんが、口頭なら何も残らないわけですから、この制度の下で、この制度の趣旨を十分に踏まえて融資に応じるように、やはりもっときちんとしたものでやるべきだと思います。

それで、緊急保証制度で、市が認定した企業は82件という御答弁でしたけれども、その後は増えましたでしょうか。また、金融機関が申し込んだ件数と、企業が申込みにきた件数についてお示ください。

○(産業港湾)産業振興課長

過日、この緊急保証制度の認定件数につきまして82件ということで答弁いたしましたけれども、昨日現在で106件というふうになっておりますので、24件増えております。この認定の申請に来られた内訳でございますけれども、金融機関が認定申請にお越しになった件数につきましては86件、それから事業主の方が認定申請にお越しになった件数は20件となっております。

○新谷委員

この前に聞いたときも、金融機関が申込みに来たという件数が多かったのですが、やはり同様の傾向ということですね。

それで、このWさんのように、市が認定しても融資を断るという金融機関は北陸銀行のほかにはありませんでしたか。

○(産業港湾)産業振興課長

現在、認定申請の手续に追われているような状況でございます。すべての後追い調査といいたしましうか、そういったものにはまだ正直ながら手をつけてはおりません。私どものほうといたしましても、特に事業主の方がお持ちになったケースにつきましては、数件に対して問い合わせをさせていただいております。今、委員がおっしゃるような件は1件確かにございましたけれども、そのほかのケースについて、まだ数は少ないのですけれども、書類が不備のために審査がまだ進んでいないとか、あと滞っているというようなお話は聞いておりますけれども、まだ認定を受けられたとも、融資を受けられたとも、融資を受けられなかったとも、そういう確認はまだとれておりません。

○新谷委員

確認をするということでしたから、これはいつごろをめどに行いますか。

○(産業港湾)産業振興課長

件数が今のところ106件、日に10数件ぐらいが持ち込まれている日もございますけれども、先ほども申し上げましたように、やはり認定をし、実際にその融資を受けられたかどうか、あるいはその金融機関がどういう融資姿勢をとったのかということにつきましては、先ほど産業港湾部長のほうからも答弁をいたしましたけれども、今後、平成22年3月31日まで続く制度でございますので、私どもとしても十分調査をしていかなければならないというふうに考えておりまして、できるだけ早い時期にこの調査は実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

これは、今、小樽だけではなくて、もう全国的に非常に大きな問題となっていて、国会でも何回も取り上げられております。それで、今後もその認定申込みは続くのだと思いますけれども、全部終わってからというのではなくて、随時そういうことをなくしていかなければなりませんから、追って調べていただきたいのです。年末まで、あともう少ししかありませんけれども、少なくとも第一報としてどうだったのか、そこら辺はどうでしょうか。

○(産業港湾)産業振興課長

認定が106件ということですが、基本的には、金融機関がお持ちになった86件につきましては、ある程度その金融機関のほうでも添付書類の確認もとれておりますので、たぶんおおむねの融資は実行されているのだろうというふうに思っています。残りの事業主のお持ちになった20件につきましては、先ほどのようなように、書類がなかなか十分そろわないとかというようなことで融資が滞っているケースもございまして、その後の実態というのは正直私もまだ把握ができていないところでございますので、事業主の方が申請に来られた件ということで限定をさせていただくということであれば、速やかに実施ができるのではないかとこのように考えております。

○新谷委員

それは、随時報告していただきたいと思います。

それから、先ほどの北陸銀行への申入れ、要請について、産業港湾部長に最後にお聞きします。国会では、中小企業、小規模企業の金融の円滑な対応は、民間金融機関が最も重要な役割であるというふうな答弁もありますし、口頭というのは何も残らないわけですから、文書でぜひ申し入れていただきたいと思います。再度、どうですか。

○産業港湾部長

先ほどの御質問でちょっと答弁しなかったのですが、具体的に融資せよというのは、やはり何度も申し上げますけれども、金融機関個々の判断があると思うのです。この緊急保証制度が10月31日から対象を広げていますが、その前に先ほどお話にありました部分保証の問題は、その以前もやはり100パーセントの保証はあったわけなので、そのときも、すべてそうだったかという、そうでないケースもあったかもしれません。ただ、今、トータルとしてお話の趣旨というのは、今回の制度そのもののことでございますから、その制度、趣旨を生かして地元の中、中小企業対策、事業の支援のために特段の配慮をしていただきたいというような形では、私たちは行政としてやはりやりたいというふうに思います。

○新谷委員

先ほどのお話の調査を行って、ほかにも金融機関が貸さないというようなことがありましたら、これは重大問題ですから、それがわかった時点で金融庁にも監督・指導を強めるように申し入れていただきたいと思います。

それから、二つ目の重大問題は、緊急保証制度を悪用して、金融機関がみずからが実行したプロパー融資残高の返済に充てるとかということが今大きな問題となっておりますが、北野議員が質問した際は、まだ認定したかどうか分からない、聞いていないという状況でしたので、そのことについて、それ以降調べていますか。

○(産業港湾)産業振興課長

今のお話は、よく「つけかえ」といいまして、融資を今回受けることによって、前の融資残高を一部返済するというようなことのお尋ねだと思いますけれども、先ほども答弁させていただいておりますけれども、今回のこの緊急保証制度の取扱いにつきましては、後追い調査を実施するというふうに今考えておまして、その中でその金融機関の融資の姿勢がどうだったのかといったところにこの部分は含まれてくるのではないかと考えておりますので、その設問の中で融資を受けた方からの回答をいただきたいというふうに考えております。

○新谷委員

日にちもそんなにたっていないので、具体的にはあまり進んでいないようではございますけれども、ぜひその点も調査していただきたいと思います。

それから、この緊急保証制度で一番申込みが多いというのは、どこの金融機関なのですか。

○(産業港湾)産業振興課長

資料を持ち合わせておりませんので、金融機関別の件につきましてはちょっとわかりません。ただ、私ども、持ち込みになる、先ほどの86件のケースにつきましては、後ほど調べてお知らせいたしたいというふうに考えております。

○新谷委員

それから、北陸銀行に関して伺いますけれども、今まで、こういう緊急保証制度以前の、今までのデータの中でこういうことはあったのですか。

○(産業港湾)産業振興課長

私ども、これまで、今の緊急保証制度に限らず、一般保証制度ということで従来からこの保証の担当をやっておりまして、認定業務に当たっておりますけれども、特定の金融機関でそういう事例に遭ったということにつきましては、認定した企業の方から今まで聞いたことはございません。

○新谷委員

それであれば、そういうことはないことに越したことはありませんけれども、やはり北陸銀行が今まで裁判などを起こした事例もありますし、そういうことで聞いてみたのですけれども、融資の問題では、中小企業をいじめているという実態なども本になっていますので、どうなのかと思いました。今後そういうことがないように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、実態がわかり次第教えていただきたいということで、お願いいたします。

○第1種大規模小売店舗立地法特例区域の指定について

次に、報告の順にお伺いします。

第1種大規模小売店舗立地法特例区域の指定についてなのですけれども、説明会を行ったと思いますが、近隣の商店街から参加はどの程度で、どのような意見が出たのか、お知らせください。

○(産業港湾)小山主幹

まず、説明会の開催に当たりまして、事前にサンモール一番街振興組合のみならず、周辺にある店舗や住民、さらに商工会議所や市商連に道が作成した説明会開催の周知のチラシを配布しました。また、報道機関に対しての報道依頼や、市のホームページでも住民説明会の開催の周知を行いました。

当日は、14人の参加がございました。そのうち、商店街といいますか、周辺で商売、事業をしている方たち10人の参加がございました。当日の説明会の中では、道の職員が作成した資料を基に、大規模小売店舗立地法や特例区域の一般的な説明、それと市からの特例区域の指定を要請した理由と、道がその市の要請を受け、特例区域案をつくる際の考え方などを説明いたしました。その後、参加者の方からの質疑応答の時間を設けましたが、何も質問や異論というのはありませんでした。

○新谷委員

何も意見が出なかったということは、ちょっと意外なような気がしますが、中心市街地の活性化に関する法律というその適正な配慮をするとともに、先ほど御説明があった資料の中で、大規模小売店舗立地法の趣旨が担保されるということが書いてありましたが、この特例措置と、それから中心市街地の活性化に関する法律、どちらが優先されるのですか。

○(産業港湾)小山主幹

中心市街地の活性化に関する法律では、中心市街地の活性化を促すということで大型店の迅速な立地を促進するというので大規模小売店舗立地法特例区域として特例措置を規定しております。したがって、表現として妥当なのかどうかはわかりませんが、中心市街地の活性化に関する法律というものが大規模小売店舗立地法よ

りもこの部分に関しては上位にあるというふうに考えております。

○新谷委員

これから、いろいろなここに書かれてある手続が適用されなくなるということで、例えばその時間の変更とか、それから内容とかというものも必要ないということですから、大規模小売店舗に大変有利な措置なのですが、そういうふうになると近隣商店街に与えるその影響というのは物すごく大きいと思うのです。意見がなかったということは、そういうことは心配していないのかという気もするのですが、その辺でその影響というのは、市としてはどのように考えていますか。

○(産業港湾)小山主幹

確かに、今、委員がおっしゃったように、以前は大型店が来ても、例えば自分が営んでいる業種と重複する店が来てもらっては影響があるので困るというような声もあったというふうには聞いております。ただ、現在の状況は、自分の業種と重複しても、まずは大型店があつた建物に入ることによって、全館が再活用されて、まず商店街の人通りを増やしてほしい、そしてあとはいかに自分の店に人を呼び寄せるかというのは、それぞれの店の努力になるというようなことをおっしゃっている社長もおります。説明会で質問とか異論が出なかったというのも、この社長と皆さんに、同じ思いがあつたのかというふうには私は思っております。それだけ厳しい状態にあるというようなことで考えております。

○新谷委員

もう一つ、仮にこの大規模小売店舗が、言い方は悪いですが、横暴なことをするという事になった場合に、近隣住民というのは意見を上げられないのです。そういう場合はどうなるのかという心配があるものですが、この点、それは北海道が認定することですから、北海道のほうの権限になるのかもしれませんが、この点はどうなのでしょう。

○(産業港湾)小山主幹

今の委員がおっしゃる横暴なことというのは、具体的にどのようなことをおっしゃっているのかはありますが、中心市街地の活性化に関する法律では、先ほども説明いたしましたけれども、例えば、その店が立地することによって周辺環境にある程度影響があるかもしれませんが、設置者はそれをやはり極力影響を及ぼさないように適切な配慮をしなければならないということ、それとそこで小売事業を行う店舗の方にも、そういう設置者が行う適正な配慮については協力しなければならないということもありますので、そのようなことは起こらないというふうに考えております。

○新谷委員

そうですね。それで、以前にもほかの会派から質問がありましたけれども、どこかが進出してくるという見通しはありますか。

○(産業港湾)小山主幹

丸井今井小樽店が閉店してから約 3 年がたちました。それから今まで、いろいろな話というのは、水面下では進んでいたようです。現在も、小樽開発株式会社を中心になりまして、候補の業者といろいろ水面下で交渉しているというふうには聞いております。

○新谷委員

あるかないかは、今は言えないということですね。

いずれにしても、丸井今井が撤退して非常に寂しくなったので、早く進出企業が決めればと思っています。

◎小樽市中小企業等振興資金の改正について

次に移ります。

小樽市中小企業等振興資金の改正なのですが、いわゆるマルタル資金の、融資期間 5 年未満は利率が下が

るということで、これはよかったと思いますが、5 年以上10年以内はその0.2パーセント上がるということなのです。企業が5 年以上10年未満で借りる場合の額はどのようなのですか、たくさん借りているところが多いですか。

○(産業港湾)産業振興課長

いわゆるマルタル資金の場合、融資期間が10年になっておりまして、運転資金とそれから設備系の資金ということで、どちらでも使えるような形になっております。先ほど 8 割を超える利用者が5 年未満ということで話させていただきましたけれども、大体5 年以上というのが17パーセントということで私どもは把握しております。一般的に長期になっておりますから、やはり短期で借りる方々と比較いたしますと、融資金額というのは大きくなってございます。

○新谷委員

代表質問でも話しましたがけれども、8 月に北海道中小企業家同友会が行った緊急アンケート調査ですが、これは原油高によるものですが、この時点で売上高減少は、全業種合計が46.5パーセントで一番多かったです。経常利益減少の企業は、全業種合計で60.5パーセントということで、本当に大変な状況がこのアンケートの中でもわかったのですが、今はもっと厳しくなっているのではないかと思います。市内の企業の実態、業況はどうなっているか、おわかりでしょうか。

○(産業港湾)産業振興課長

小樽市内の経済状況ということでございますけれども、幾つか答弁したいと思います。

一つには、小樽商工会議所が小樽市経済動向調査ということで、四半期に一度行ってございます。これは、直近のものでいきますと、今年の7 月から9 月までということで、第2 四半期のものがございますけれども、これによりますと、全業種を含めまして悪化をしたというのが52.3パーセントでございます。ただ、この時点で言いますと、やはりその原油の高騰とか、原材料の高騰とかということで、市内の事業者は、収益が相当圧迫されるということで厳しい経営が強いられてきたというふうに思いますけれども、このリーマン・ブラザーズの経営破たんなどに見られる世界的な不況は9 月以降に発生したもので、今世界じゅうに広がっているような状況でございまして、さらに悪くなっているのではないかというふうには思っております。

ただ、私どもが個別に調査をさせていただいたアンケート調査がございますので、これを報告させていただきます。これは先ほどの緊急保証制度に絡みまして、金融機関の融資姿勢がどうだったかというようなことで、時間的な関係もございまして48社に限って調査をさせていただきました。この調査の前段で、会社の業況について前年度と比較してどうかというような質問をしたところ、69パーセントが悪化したというふうに答えておりますことから見ますと、やはり市内の経済状況、特に中小企業者の皆様を取り巻く環境というのは非常に深刻になってきているというふうに感じております。

○新谷委員

そのとおりだと思います。いろいろな方々も本当に厳しくなっているということをお話ししております。

それで、今御答弁がありましたけれども、国のほうでは緊急保証制度を設けて、中小企業の支援にも当たっているわけですが、そのような趣旨というか意義を酌み取って、この5 年以上10年以内の融資期間の利率については、せめて国が中小企業を救済に当たる緊急保証制度があるうちは据え置けないのかというふうに思うのですが、いかがですか。

○(産業港湾)産業振興課長

今回のそのマルタル資金、制度融資の改正の考え方なのですが、一つには、やはり中小企業者の皆様の厳しい経営環境にも配慮しようということと、アンケートを行いました利用実態を調査いたしまして、8 割を超える方々が5 年未満であるということに配慮をして、5 年未満の部分を引き下げることによってさせていただきました。

実は、融資制度は協調融資という形をとっておりまして、融資の原資につきましては市と金融機関がそれぞれ一

定の計算式に基づいて負担しているわけなのですけれども、この金利を引き下げることになりますと、金融機関に対する預託額が増えてまいりますので、私どもがこの融資制度を改正するに当たりまして、財政負担をできるだけなくするという前提の中で、ある意味、選択と集中の考え方を持ってやってまいりました。0.1パーセントの金利を下げるということになりますと、あくまでも試算でございますけれども、金融機関に対する預託額というのが数千万円単位で増えてまいりますことから、金利の引下げを行う一方でどこかはやはり金利を上げていかないと財政的なバランスがとれない、財政負担が当然出てくるということでございますので、今回に限っては利用実態を配慮いたしまして、5年未満の利用者の方々に配慮をさせていただくという考え方で改正をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、やはり融資制度につきましては、必ずしも不変ではなくて、その時々を経済状況を見ながら変更を加えていくというスタイルをとるべきと思っておりますので、今後の経済状況を見ながら、そのあたりは考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○新谷委員

下げるというのは非常にいいことなのですけれども、今、市の財政状況を見て選択と集中ということでしたけれども、今、この経済問題というのは、連日、新聞、テレビ等で報道されていまして、経済界の方々も今の状況というのは以前の不況と違うということを皆さんがお話ししていらっしゃいます。そういうことで、やはり市もちょっと負担がかかるかもしれませんし、お金のない中でやるというのは確かに大変だと思うのですけれども、やはりこういう状況ですから、せめて今国の緊急保証制度があるうちは、それにあわせたような形で5年以上の利率は今までと同じようにできないのかというふうに思うのです。同じ答弁かもしれませんが、どうでしょうか。

○産業港湾部長

お話の御趣旨はわかるのですけれども、今も産業振興課長が答弁しましたように、小樽市としても財政負担等々いろいろなことの中で、これも全庁的に全部議論いたしまして、このような方向でやむを得ないだろうということに至ったものでございます。平成19年度のマルタル資金の利用が180件弱あるのですけれども、今、課長が申し上げました5年未満の利用が83パーセントなのですが、実際にもっと中を見ていきますと7割ちょっとが2年未満なのです。特に今のこの時代、もう設備投資に大がかりなものをやれるという状況でももちろんありませんから、皆さん、やはり必要としているのは運転資金でして、それも長期ではなくて、繰り返し短期間で借りては返済するという反復融資といいますか、そういったものが非常に大きい状況にあるという実態があると思っています。ですから、我々としてもそここのところに焦点を据えて、とりあえず今マルタル資金の固定金利の部分は20年1月1日からやりますけれども、今の実情に合ったところにまず焦点を当ててやる。またそれでいろいろな情勢変化があれば、やはり適宜、その臨機応変に制度の見直しはやっていこうという考えでおりますので、御理解をいただきたいと思います。

○新谷委員

◎雇用相談総合窓口について

次の質問に移ります。

資料4の雇用相談総合窓口フローチャートにかかわってなのですが、そのハローワークとの連携のところで、事業主向けという項目に雇用調整助成金、それから中小企業緊急雇用安定助成金、その下に労働移動支援助成金とありますが、これの内容と、今、実際に使われているのかどうか、教えてください。

○(産業港湾)商業労政課長

まず、ハローワークが行ってございます雇用調整助成金というメニューでありますけれども、これは事業主のための支援策ということで、生産量が前年同期と比較して減少している事業主が従業員を解雇ではなくて休業させたり、また教育訓練を受けさせたり、又は出向を行うということで、雇用の維持を図る場合、それに対しての助成で

ございます。

中小企業緊急雇用安定助成金も、内容的には同じようなものでございまして、ただ要件は、雇用調整助成金と比べて緩和されております。もう一つの特徴は、雇用調整助成金は中小企業に限定しているわけではございません。ただ、中小企業緊急雇用安定助成金はその名のとおり、中小企業を対象としておりまして、助成率も、雇用調整助成金が中小企業ですと 3 分の 2 なのですが、中小企業緊急雇用安定助成金につきましては 5 分の 4 ですといった面で、より中小企業に対して優遇された内容でございます。

次に、労働移動支援助成金でございますが、これは事業規模の縮小等によりまして離職を余儀なくされる労働者等に対しまして、例えば再就職に向けた求職活動等の休暇を与えたり、再就職先となり得る事業所において職場体験講習を受講させたり、又は再就職のための職場体験講習を実施し、実際に雇い入れたとかといった場合に、それぞれのメニューに応じて助成金という形で支援を行う内容となっております。

実績につきましては、まず中小企業緊急雇用安定助成金が 12 月からスタートしたということで、ハローワークから聞いております。また、それぞれの件数や実績につきましては、後ほどハローワークから実態をお聞きして、お知らせいたしたいと思います。

○新谷委員

これは、ハローワークから各事業所には周知徹底されているのですか。

○(産業港湾)商業労政課長

ハローワークには労働者の方だけではなくて、事業主の方も多数いらっしゃいます。

また、このメニューにつきましては、ハローワークでパンフレット等をつくりまして、またハローワークのホームページでも、より広く知っていただくために周知を行っている状況でございます。

○新谷委員

代表質問でも話しましたがけれども、倒産により失業した人、あるいは解雇予告されている人が 30 人いるということで話しましたが、その後のことはわかりませんが、その人数については、違っているようではありますけれど、私が聞いたところでは 30 人ということだったのです。いずれにしましても、失業者が増えてきているという状況の中で、昨日の予算特別委員会で林下委員が質問していたと思いますが、雇用促進住宅に入居させるということも国のほうでは打ち出していますけれども、小樽市内で廃止決定されていないというのは潮見ヶ丘宿舎だけです。桂岡も、それから銭函 1 丁目も廃止決定されているのです。銭函 1 丁目に関しては、議会でも全会一致で残すようにという意見書も可決していますし、あそこはたくさんあいているのですけれども、潮見ヶ丘宿舎は、今の状況はどうでしょうか。何戸あいているのですか。

○(産業港湾)商業労政課長

市内に三つある雇用促進住宅の中で、唯一入居者を募集しているのは潮見ヶ丘宿舎でございまして、120 世帯のうち 116 世帯が入居しておりますので、現在あきは 4 世帯という状況でございます。

○新谷委員

4 世帯、4 戸ということだと、どのぐらいの需要があるかわかりませんが、全然足りないと思うのです。それで、銭函 1 丁目の雇用促進住宅は、今住んでいる方はぜひ残してほしいと要望していますし、そこも活用するように国や雇用・能力開発機構に要望していただきたいと思いますが、いかがですか。

○(産業港湾)商業労政課長

雇用促進住宅につきましては、先般、議会でもそういった議論がございましたので、11 月下旬に雇用・能力開発機構の北海道センターのほうに行ってまいりました。その中で、一つには、市としての要望ですが、定期借家契約、普通借家契約と二つの契約がございまして、本来は、本年中に退去という予定だったのが、平成 22 年 11 月 30 日まで、2 年間延びたということで、住んでいる方たちに対しては安心されたのかと思っております。ただ、そ

の時点、つまり22年11月30日の段階でも新たな移転先が決まっていない場合に、再度の延長はできないのですかという要望もしてまいりました。またあわせて、そもそも国が建てた住宅ですから、そこに住んでいる方の今後の居住先の確保につきましても、きちんと責任を持ってやっていただきたいという、この2点について要望してまいりました。

今の状況の中で、せっかくあいているのですから、離職を余儀なくされて住宅を確保したいという方が小樽市内にどれだけいるのかというのをつかめない状況ではございますが、また今後とも機構のほうには事あるごとにそういった要望をさせていただくということで話しておりますので、その辺の状況を見ながら支援をして、要望は行ってまいりたいと考えております。

○新谷委員

そういうことでお願いいたします。

それから、いつも失業者数の実態をお聞きすると、なかなかわからないということで、有効求人倍率ではこのぐらいですという答弁で、実態というのがきちんとわからないのです。それで、小樽市で労働実態調査を毎年していますので、そういう中に雇用状況についてそういうことがわかるような設問を入れて、雇用状況を調べていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

委員がおっしゃるとおり、小樽市内の失業者が何人いて、どのような状況にあるかというのは実数ベースではなかなかつかみ切れておりません。ただ、有効求人倍率ということで、現在0.40倍ということで非常に低くなっております。これは、仕事を求める人100人に対して40人分の仕事しかないという数値でありまして、ハローワークのほうで押さえております。

今、お話のありました労働実態調査の項目の中で、委員がおっしゃったようなことがどのような形で可能なのかどうかは、来年の調査の中で少し考えてみたいと思っています。

○新谷委員

◎耕作放棄地全体調査の結果について

次に、耕作放棄地全体調査の結果についてです。私も農業委員として農業委員会に出席しましていろいろと審議を行ってきましたが、小樽市の統計を見ても、農家戸数が減っています。それと、その耕作放棄地が大変多いということで、本当にこの日本の農業のひずみが小樽にも現れているというふうに思うのですが、それでもまだこの緑区分の直ちに耕作することが可能な土地がこれだけあります。そういうことで、この調査の目的というのが食料の安定供給ということで、国が行ったものなのですから、小樽の実態というのは、第2回定例会でも聞きましたけれども、農業者が高齢化し、65歳以上の方が70パーセントを超えているということで、その後継者育成の問題も非常に重要な問題になっております。産業港湾部長は、第2回定例会の経済常任委員会で私が質問したときに、他都市のこととかを十分調査して、どんな形の支援ができるのか、調査・研究してみたい、するという御答弁でしたが、その後進んでいることはあるでしょうか。

○(産業港湾)農政課長

今回、耕作放棄地の全体調査をやりまして、基本的には今新谷委員が言われたとおり、小樽の現状としては高齢化に伴う耕作放棄地の著しい増加ということで、大変厳しい状況にあります。北海道農業というのは基本的には畑作で大規模営農が中心になりまして、他都市で小樽市の状況と似通っているところというのは、ほとんどないということで、なかなかいい事例が見つからないのですけれども、基本的に高齢化をどうするかということで、国といったしましても優良農地の確保、担い手の確保、意欲のある農業者を確保して農地の大規模化を図りなさいということでやっておりますので、小樽はかなりの高齢化で後継者が少なく、農業を継続していくという農家もなかなか少ないところではありますけれども、担い手ということで意欲のある農家に、いろいろな制度がございますので、利

用集積などをして、農業委員会の情報等を基にしまして、農地に耕作放棄地が出ないような状況となるよう、担い手の確保を図りながら農地の拡大を図っていくことが重要ではないかというふうに思っています。

○新谷委員

日本の農業というのは大規模農家だけではありません。小さいところ、それから家族経営で成り立っているところがとても多いのです。ですから、そういうところに所得保障なり価格保障なりということもあわせて、家族経営でもやっていけるような農業政策にしていかなければならないと思います。小樽市だけでそれをやるというのは非常に厳しいですが、しかし農業があって、食料自給率の向上というのは、これは本当に今すぐ取り組まなければならないような重大な問題ですので、市として何ができるのか、今後ともぜひ調査・研究して、何らかの支援策を打ち出していきたいと思います。

○産業港湾部長

本当に困難な問題が山積してまして、本当に難しいというふうに思っています。その一方で、日本の国の大きな命題としての農業問題と食料問題というのは確かに存在しているわけですから、あと10年たったらもう何人残るのかというような状況ですから、小樽市のこの環境の中で本当に何ができるのかということを、とにかく私たちは知っていることを提供して、あと今農業をしている方たちが何を望んでいるかということをやはり把握してお手伝いをしていくよりしようがないと思っています。だから、本当に市としての事業予算も少ないですが、少なくとも今、施設栽培を行っている農家ではマルハナバチによる受粉とか何かそのようないろいろなことをやっておりますので、若干の手助けしかしておりませんが、そういうことも引き続きやはりやっていかなければなりません。そしてまた特産物を本当に価値のあるような形に何かできないのか、これはもうほかの委員からも御提言を受けておりますから、そういったこともやはりやっていかなければなりません。本当にこの残り少ない高齢化の実態の中での農業というものに、何がいいのかということを十分に考えて、本当に努力して、支援できるものはしていかなければならないというふうに思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

◎港湾の収入について

予算特別委員会でも若干触れましたけれども、平成19年度決算で、いわゆるその早期健全化基準の16.72パーセントに対して、決算でいくと16.12パーセントで、0.6ポイントの余裕しかありません。金額でいくと、19年度決算で赤字がもし1億9,000万円増えていたら、この基準に達するという答弁をいただきました。これを解消するためには、いろいろな収入をやはり確保していくというのが一つの方法だと思うのです。

それで、小樽には港があるわけですが、港については、一般会計も、それから特別会計もございますけれども、港からの収入を全部含めて簡単に言えば港が幾ら稼いでいるのか、幾ら働いて収入があるのかということで、17年度、18年度、19年度について、総額でどれだけあるのか、お聞かせください。

○(産業港湾)管理課長

それでは、港湾における歳入ということで、一般会計と特別会計を合わせて1,000円単位で申し上げます。平成17年度におきましては5億9,298万円、18年度におきましては6億2,718万2,000円、19年度におきましては6億5,763万7,000円となっております。

○濱本委員

これでいくと、収入は、言うなれば微増ですが少しずつ伸びています。それでいくと、一つ聞きたいのですが、この微増の要因というのは何なのか、把握しているものはありますか。

○(産業港湾)管理課長

特にシビアな精査をしてごさいませんが、例えば土場の用地使用料、そういうのが臨時的に建設業者の中で工事用ヤードとして使うということで増えていることはあります。

○濱本委員

できればそういう収入の分析みたいなものもぜひされて、そういうこともたぶんポートセールスの根底にあるのだと思うのです。収入の分析をして、そういうものを少しでも伸ばす可能性のあるものは何なのだろうかと。当然使用単価のこともあるのでしょうけれども、そこら辺のことについてはぜひ努力をしてもらいたいというふうに思います。

それで、平成20年度ももう11月まで終わりましたけれども、20年度の収入については、今のところどういう状況になっているのでしょうか。

○(産業港湾)管理課長

11月末現在ですが、平成20年度の予算額 6 億4,528万3,000円に對しまして、調定額が 5 億3,681万円ほどで、調定率が約83パーセントになっております。今後の見込みといたしましては、19年度並みは確保できるというふうに考えております。

○濱本委員

そういう意味では、平成19年度並みに確保できるということはまあ一つの明るい材料ではあるのですが、そこでもう一つ質問なのですけれども、この調定額というのは、4月から11月末までに実際に入ったお金というか、発生した収入というふうに考えていいのですか。

○(産業港湾)管理課長

実際に入っている金額ではなくて、あくまでもその時点で市のほうで請求する額というふうに解釈してください。

○濱本委員

そうすると、4月から11月で約83パーセントですから、では冬の間はあまり収入がないという理解でいいのでしょうか。

○(産業港湾)管理課長

通年使用している場合の金額も入っていますので、一概に夏冬ということにはならないと思います。

○濱本委員

どちらにしても平成19年度並みの金額が確保できるということなので、ひとつ安心はしました。ただ、今の急激な円高とか、それからロシアの中古車の関税の問題とか、たぶんいろいろな不確定要素が港湾からの収入に対して、下期の部分で不確定な要素があると思うので、今後は安心をしないで、ぜひとも収入確保に向けて努力をしてもらいたいと思うのです。

そこで、この使用料なのですが、当然使用料総額の問題もあるのですが、単価の問題です。これは、ほかの港との差別化ということもあるし、あまり高くすると今度は港に船が入ってこないとか、施設を使ってくれないとかということがあるのだと思うのですが、この使用料単価の最後の改定というのはいつなされたのですか。

○(産業港湾)管理課長

最近の使用料の見直しといたしましては、平成18年9月に、当時はひき船が2隻ございましたが、それを馬力アップを図って2隻を1隻にして使用料のひき船の単価を変えております。それから、19年6月に、指定保税地域の管理体制の変更に伴い、蔵置使用料を新設しております。それから、19年11月に、ひき船の係離作業以外のひき船使用料の単価を新しく新設しております。

○濱本委員

ということは、今はひき船の関係の単価のお話でしたけれども、例えば船舶給水施設使用料、要は水ですが、いわゆる給水料でいくと、平成17年度、18年度、19年度と少しずつ延びているのですけれども、この給水料は相当以前に改定されてずっと続いているということですか。

○(産業港湾)管理課長

今、委員が御指摘の船舶給水施設使用料につきましては、平成13年に改定しております。

○濱本委員

平成13年ですと相当前ですね、もう7年も前ですが、ほかの港から見たら、小樽港の水の単価というのは高いのでしょうか、安いのでしょうか。

○(産業港湾)管理課長

石狩湾新港との関係で見ますと、小樽港のほうが安くなっております。

○濱本委員

他の港湾との比較で、例えばすぐそばの石狩湾新港よりも安いのであれば、石狩湾新港とそんなに船が競合してどちらに入ろうかということでは、例えば入港料とか、接岸に関する費用とかの部分でいったら、石狩湾新港とはたぶんそんなに差がないと思うのです。そこら辺の単価については変えるのはなかなか難しいのだらうと思うのですけれども、給水料の部分に関して言えば、例えばほかの港より安いのであれば、それでなくても小樽市はお金がないので、料金の改定も考えてもいいのではないかと思います。もう6年も7年もたっているわけですから、今後は改定を考えていいのではないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○(産業港湾)管理課長

入港料とか、係留施設使用料につきましては、道内他の重要港湾と同一料金でございます。それで、今回、使用料・手数料を、市全体で見直しする部分がございますけれども、港湾におきましては、今回は改定いたしませんでした。しかし、今後、次回の改定時期には、他港と見比べまして、必要に応じて見直しをしていきたいというふうに考えております。

○濱本委員

とにかくお金がないものですから、次回というのはたしか4年後ということですね。4年後と言わず、もしかしたらレッドカードまではいかないけれども、イエローカードをもらうような財政状況も当然想定されるので、4年後と言わないで早急に検討したほうがよろしいのではないかと思います、いかがですか。

○産業港湾部長

今の財政健全化計画の中では、4年サイクルにしようというのが一つの決めとして小樽市が考えを持っているのですけれども、そういう意味で、今、管理課長が申し上げましたけれども、なかなか港湾業界というのは、いわゆる一般会計とか通常の行政とはまたちょっと違う感覚がありまして、特に重要港湾、道内の12港というのは大体がもう横並びなのです。ただ、みんなそれぞれ表向きの料金と、それからいろいろな意味でインセンティブのためにはいろいろなサービスをするのです。これもなかなか皆さんは手のうちを明かさないのですけれども、それぞれいろいろやって客をとにかく引っぱると、1隻でも多く船に入ってもらおうという中で、我々もひき船の料金は、石狩湾新港と協調してやっているのですけれども、船舶給水などということになれば、やはり小樽港は大口の利用客としてフェリーがありますから、いろいろ考えた結果、この辺の額でしばらくやろうかというような感じも出てくるわけです。ですから、そういういろいろな要素が港の場合は絡んでいるものですから、いわゆる一般の市民サービスといいますか、一般の市民の皆さんの日常にかかわるような使用料及び手数料とは少し違った意味がございますので、そういった業界との関係、あるいは他港との関係、この辺を十分にバランスを見ながら、今おっしゃった御提言については全く無視するわけではございませんから、そういう観点は確かに必要ですから、いろいろなこと、

要素を考えてこれからやっていきたいというふうに思います。

○濱本委員

そういう話は、前にもたしかちょっと聞いたことがあるので、そこら辺の事情はわかりますけれども、検討していただきたいというふうに思います。

それで、ポートセールスについては、小樽港の利用促進のためにいろいろな取組をされていると思うのですが、平成20年度前半で、特にこういう取組をしましたというようなことがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○(産業港湾)港湾室主幹

今年度のポートセールスの取組の概要でございますが、主体となります機関といたしまして、小樽港貿易振興協議会がございまして、主にその活動の中で取り組んでおります。今年度の主な活動内容でございますが、一つには、航路や貨物の誘致促進ということで、定期コンテナ航路の拡充を図るため、企業訪問を主体に行っております。また、同様に、東京におきまして、荷主を招待した懇親会を行っておりまして、来年2月には札幌でも同様に懇親会を開催したいと考えてございます。それから、企業訪問でキャラバンを編成いたしまして、旭川地区におきまして数社ほど企業訪問を行っております。これはまた定期コンテナ航路の利用促進をねらった活動として行っております。

それから、あともう一点、大きな事業といたしまして、クルーズ客船の誘致促進事業というもので、今年度4月に、まず小樽クルーズ客船歓迎クラブという組織を設立いたしました。このクラブにつきましては、小樽市民を主体に約200名の会員の応募がございました。このクルーズ客船歓迎クラブでございますが、今年、延べ10隻の客船が入港いたしました。その折、入港時の出迎え、それから出港時の見送りということで、多くの方々が岸壁に集まっていたかまして、それぞれ入港時、出港時、手を振ったり、旗を振ったりという活動をしてございます。また、クルーズ船が岸壁に接岸している間、ボランティアによる観光デスクの設置ですとか、観光協会による地元製品の試飲・試食、それから即売といった活動も行った次第でございます。

○濱本委員

こういうのは1年だけやったからすぐ効果が出るということではないので、当然、新年度以降も事業を継続されてやるものもたぶんあるのだらうと思います。より充実した活動というか、地道な活動というか、あわせてお願いをいたします。

○大竹委員

◎耕作放棄地全体調査の結果について

私のほうの質問は、耕作放棄地の関係が中心になろうかと思います。

この調査を行った目的は、先ほど新谷委員が言っていましたが、それだろうとは思うのですけれども、そうだとすると、この調査をやった結果として何が見えて、これから何をしなければならないのかということをとらえたのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○(産業港湾)農政課長

この調査の目的は、食料自給率の向上ということで、日本全体では約39パーセントと大変低くなっています。そういう状況にあって、食料供給の安定を日本全体で考えなければならないということで、耕作の基本となる農地の有効利用を図ろうということです。ただ、有効利用ということでもありますけれども、国としても年々耕作放棄地が徐々に増加して、農林業センサスの調べでは38万ヘクタールぐらいという数字になっています。耕作放棄地について、現状はどのようなことになっているのかということで、実際に放棄地について現況調査を実施しました。小樽市の場合は、非農地が大変多いという結果は出ましたけれども、これは実際の状況を見にいきますと、山の上や傾

斜地に農地があったり、すごく狭あいな農地であったりと、昔開墾して小樽に入植した方がたくさんいるものですから、それが農業機械を活用しても効率化が図れないということで放棄したままというのがほとんどだと思います。現在、農地としてあるのは、傾斜が緩い、平らな地域ということであります。緑区分の33戸の農家については、これは当然営農をされている、また再開した部分もございますので、実際に耕作をしているという土地でございます。この土地については、放棄地にならないように今後監視をするということも大事ですし、それから小樽の特性であります大都市に近いということで、野菜を中心とした耕作面積が少ない中での高効率の農業を目指しながら、小樽の農業を絶やさせてはならないということがございますので、耕作地面積を注意深く見ていきたいというふうに考えております。

○大竹委員

ですから、先々に向けて小樽市の農業政策として、何をやらなければならないということがそこで出てきたのかと今聞いたつもりですけれども、その辺はよくわかっていないのですか。

○(産業港湾)農政課長

基本的には小樽は農地としての状況はあまりよくないところがほとんどです。耕作面積にしましても、1ヘクタール未満の農家がほとんどです。そこで何をしていくかということと、その耕作地の中で何ができるのかということだと思います。これは当然その小規模な農地を有効利用して農業をやっていく。先ほども言いましたけれども、ハウス栽培ですとか、地域の特性に合った作物をつくっていったって農業を振興するというような方法をとるのが今後小樽の農政としても大事なのではないかとというふうに思っております。

○大竹委員

それで、ちょっと聞きますけれども、農政を担当している職員の皆さんの中で農業体験がある方がいらっしゃるのですか。

○(産業港湾)農政課長

職員の中でということだと思いますけれども、たぶん農業体験がある、実際に農家出身の職員は中にはいないと思います。

○大竹委員

一つの政策をつくるには、ある程度のことがわかって、基礎もわかった中で現状を探ることなしにして、政策なんて本来はできるわけがないのです。そういうことに向けて物事をしていかないと、単なる一過性の中で時間だけ過ぎていくのでは、本当の意味での政策はできないと思うのです。特に1次産業というようなそういうところだから、それに向けても、全体的に考えたときに、どういう人間を配置するのがいいのかということも考えていかないと、ただ人間だけをそこに配置すればいいということでいくと、「ノー政策」になってしまうのです、政策がなくなってしまうのです。そういうことのないようにやはりやっていかないと、私も議員になってもう13年ちょっと、もう14年ぐらいになりますけれども、その間、9年間は経済常任委員会に所属していて、農業問題はずっとやってきましたけれども、この間、一切変わっていないのです。ずいぶん提案もしましたけれども、出てくることは常に同じ、10何年間同じということは、悪いけれども政策を持っていないと私は思います。確かに、今のところは、小樽というところは非常に耕作地も狭くて特色のあるものではないにしても、それにしても、今やはり食料自給率を上げたいということで物事をやるのであれば、少しでもそれに役立つような小樽らしい政策がされてもいいのではないかとと思うのですけれども、なかなかそれをできるような体制になっていませんね、悪いけれども、変わらないのだから。やはりそれに向けて何らかの方法をとっていく、単に農政課だけでやるのではないにしても、例えば農家出身の職員の方がいたとか、あるいは同じ仲間の人がいたところでどうなのだろうというぐらいはやっていったって、やはり現実のことをわかって、それを農家の人と話しながら、市の政策をどうしたらいいのだろうか、今の農業がこれからどういうふうに変っていくのだろうかということも含めて検討して、初めて実のなる政策に

なるのではないかと思います。決められた職員の中ですから、農業経験者でなかったらできないと言われてもなかなか大変ですけども、これは水産業も同じなのです。

いずれにしても、そういうやはり体験する、あるいは学問をしていくということ、かじったということ。北海道大学の水産科を出た人だっていると思うのです。そういうときに、やはりこれからその持ってきた知識ということを生かしてやっていかなければ、政策は大変だと思うのですけれども、いかがですか。

○産業港湾部長

専門の学科を全うされた委員の言葉の前には、本当にお話しすることはないのですが、なかなかやはり今の職員が、特に若い職員が少ない中で、本当にその 1 次産業を家業としているとか、何らかの形でやはりその委員であるとか私のように、学部でかかわってきたという人間というのは、本当に少ないのが現状だと思います。そういった中で、おっしゃるとおり、小樽市の農業を考える中では、やはり農政だけということではなくて、今もう国のほうも農林水産商工連携ということを非常にうたっておりますから、やはりその一つの切り口としては、そういう農林水産商工連携の視点というのは本当に重要だと思いますので、私のほうも市長からもいろいろと指示は受けております。そういう切り口の中でやはり何ができるかということを考えていかなければなりませんし、先ほど、私は、新谷委員にも申し上げたのですけれども、この本当に憂慮すべき小樽の農業の実態の中で 10 年後にどうなっているかということを考えると本当に不安でございますから、今の高齢者中心の農業、しかしながらやはり 40 代、50 代の方も頑張って、ハウス栽培とかいろいろやっているわけですから、とにかくよくお話を聞いて、手の届くところで私たちに何ができるのかということを十分お聞きして、できるところから支援して、何とかこの農業を維持していくというより道はないのではないかとこのように思いますので、今後とも本当に御提言をいただければというふうに思います。

○大竹委員

一つだけ。それで、今、せっかくこういうふうに言っていたいただいたのだから、新規参入もありますから、以前から言っているのですけれども、小樽市はそれに取り組んだことがないのです。結構、都市近郊ですと、住まいと近い形の中で住みたいという人も実際におりますし、そういうことにちょっと目を向けると、この今の耕作放棄地がまた生き返るということもあるようです。33 戸のうちもう農業はやれないとは言うけれども、家も畑もあるという人がいますから、そこにちょっと手をつけてみると、また変わってくると思いますので、その辺もやっていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑の終結し、公明党に移します。

○佐野委員

ありません。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

○朝里川温泉リゾートホテル建設事業について

先ほど朝里川温泉のリゾートホテル建設事業の経過ということで、開発予定の企業が経済情勢が改善するまで開発を見合わせるということについて、お聞きはしておりましたが、ただこの建設予定地の暫定的な活用策を検討しているということが報告されました。この暫定的な活用策というのは、どういったことを考えているのか、その辺についてお答えをお願いします。

○(産業港湾)観光振興室藤井主幹

朝里川温泉リゾートホテル建設事業について先ほど報告しましたとおり、経済情勢の悪化というか、もう恐慌と言っている方もいるぐらいなのですが、当面、今土地を所有しています朝里川温泉開発株式会社の親会社がそういう状況ですので、なかなか大きく資金を投下して何かをやるという状況には至っていないということの報告を受けています。ですので、資本を投下しない中で何か売り上げるものがないかということで、まだ具体的にその会社のほうからは提言みたいなものはありませんので、私どものほうは、先ほど言ったその朝里まちづくりの会とか、地域の方々とか、宿泊施設の方々、地域として逆にまたこういう使い方がしたいとか、こういうことができないかということの提言があれば、それを私どもが仲立ちして開発業者のほうにも話をつけて、市ともども三者の中でどれかやれるものがあればということではやっています。今のところ具体的な話というのは基本的には出てきていないので、そういう部分はこれから時間をかけた中で出てくれば、協力していきたい、検討していきたいというふうには考えております。

○林下委員

私は、開発計画の遅れというのは、こういう情勢ですからやむを得ない部分もあると思うのですが、ただ朝里まちづくりの会などは、ここにあります定山和尚の袈裟かけの岩と青山ゆき路の歌碑の関係について、移設問題ですとか、この開発計画が出た当初にずいぶん話題になりまして、朝里まちづくりの会にもいろいろと御尽力をいただいたという経緯もあると思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○(産業港湾)観光振興室長

旧朝里川温泉センター跡地のホテル開発予定地に、市が以前に温泉センターを運営していたという関係で青山ゆき路の歌碑と、それから定山和尚の袈裟かけの岩というものがございまして、ホテル建設で支障物件になるため、開発者であります会社と話した中で、できれば今、小樽土木現業所のほうで整備を行っています朝里川の遊歩道に移設するというので、これはもう開発者のほうで全部やっていただけるという話がついていまして、大変喜んで朝里まちづくりの会とも話したところでありましたけれども、こういう情勢になってしまったものですから、先だって私ども観光振興室で朝里まちづくりの会の役員の方と会った中で、それでちょっと移設は今すぐは難しくなりました。ただ、現状というのは、草が生えてぼうぼうなものですから、私どもと一緒に現地で草刈りをしたりして、それで歌碑を訪れる観光客とか、それからファンの方、市民の方に来ていただけるような方策をとりましょうと。それから、先ほど藤井主幹が答弁したとおり、ホテル側としても心苦しいということもございまして、できれば自分たちも活用策を検討したい。市のほうでも何かないかということでした。それで、朝里まちづくりの会の方々にも、市のほうで湯鹿里荘跡地もございまして、何かそのまちづくりに資するような活用があれば、一緒にやりませんかという話をしたのでありますが、朝里まちづくりの会としましては、あくまでその国道5号沿いの市の共同住宅跡地もございまして、ちょっと奥すぎるということで、朝里まちづくりの会は、活用としてはできれば温泉組合等のほうでお使いくださいということで伺っています。

○林下委員

この関係については、いろいろと当初の計画から二転三転したということがあって、今回もまた計画変更というようなことでして、今すぐ活用策が出てこないという部分では朝里の地域の皆さんからはやはり変なものをつくられたら困るという声もありますので、ぜひその点については市のほうとしても十分に注意をしていただきたいというふうに思います。

◎緊急雇用対策について

先ほど、雇用相談総合窓口の充実についての報告がありましたけれども、この点について、昨日、予算特別委員会のほうで雇用対策ということでいろいろ質問させていただいたのですが、こうした今政府が進めようとしている雇用対策と、これらについては何か連動はあるのでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

雇用相談総合窓口の充実強化ということにつきましては、これまでも行ってきた相談をより一層関係機関と連携を密にして、またいろいろな態勢を整えることによりまして、きめ細かな対応をしていくということで考えてございます。委員がおっしゃった雇用対策につきましては、まだ補正予算及び来年度予算の中で反映されるものですから、その全体像がこれから明らかになっていくと思いますので、その内容を見極めながら、市としてできることがあれば、その中で検討してというような段階になると思います。

○林下委員

◎耕作放棄地全体調査の結果について

耕作放棄地の関係は大竹委員のほうからも質疑がありましたけれども、私もこの問題には非常に興味を持って前から何回も質問をさせていただいておりますけれども、やはりいわゆる新規就農ということにもっと政策的に誘導していく必要があるのではないかと思います。このままでいけば、せっかく、もうちょっと手を入れれば農地として再生できるところがどんどんだめになっていく。そしてまた、現在、就農している人たちも高齢化のためになかなか農地を継承していけない。こうしたことを改善するために、政府は農地法の改正ですとかいろいろやって、今、いろいろな取組をしているという実態もありますから、やはり小樽市としてもぜひ新規就農者に対するアピールとか、いろいろなそういう方法について移住してくる人たちにもそういう情報を開示して、何とかそういう政策的に誘導できないかというのが先ほどのお話をお聞きしていて思ったところです。ぜひその点について検討していただきたいというふうに思いますが、考え方をお聞きします。

○(産業港湾)農政課長

新規就農者のお話が出ましたけれども、実は今年から、農業委員会と協力しながら、農地情報を農業協同組合のほうに出そうということをやっています。ただ、農業委員からはなかなか情報がありませんけれども、そういう情報を基に農地を使って農業をやりたいという方が、団塊の世代に多いと思いますので、まず情報を集めて提供しようということを今考えています。

ただ、先ほど言いましたけれども、農業の中ではどうしても農地法により、農地政策にかかる法律がございますので、これは御存じだと思いますけれども、農地の売買は農業者同士でなければならないということで、農業者については農業委員会が把握しています。そういうものも含めまして、なるべく新規就農に向かうようには農業委員会と協力しながらやっているとありますが、小樽市の状況としてはたくさんはできませんけれども、年間1件か2件ぐらい、今年も12月に開催する農業委員会で諮りますけれども、新規就農者が一人ということです。農業に参入して大規模にやるということはなかなか出てきませんが、小規模ながらもそういうのを増やすのが、高齢化の問題とあわせて、新しい農業をどうするというのでは、重要な施策になっていくのではないかと思います。

○林下委員

◎雇用対策について

それでは、昨日の予算特別委員会で雇用対策についてお伺いしましたけれども、昨日の段階では相当情報不足といたしますか、国の政策のいろいろなぶれもあってなかなかその具体的な取組がまだ見えてこないというようなことでありましたけれども、政府としては、その緊急経済対策と雇用対策ということで、今、年内にやるべきこと、あるいは年度末までに計画をして推進する、あるいは3年計画で推進しようとしていることなどがいろいろ言われています。それらの具体的なメニューといったものについて、市のほうでは何か考え方がありそうですでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

国の緊急経済対策の中で雇用の位置づけというのは非常に重要な部分でございますけれども、12月12日に麻生総理大臣が発表いたしました生活防衛のための緊急対策の中身でありますけれども、一つには、今年度の第2次補正

予算、そして来年度の予算におきまして果敢な経済対策を行うということで、特に年末を控えております中で雇用問題及び企業の資金繰り確保を最重要課題として万全を期すという内容として受け止めております。

年内の対策といたしましては、雇用対策につきましては、住宅生活支援ということや雇用維持、再就職支援、そして雇用保険料の引下げ、給付見直し等で約 1 兆円の財源が見込まれているのですとか、来年度の予算におきましては、雇用創出等のための地方交付税増額、これは昨日の予算特別委員会の中でもお話がありましたけれども、これにつきましては、地方自治体の中でどのような効果的な雇用対策を行うかによって、その配分額の程度に差をつけるといようなことも考えているようではございますが、まだ明らかな内容は国のほうから示されておられませんので、これにつきましては示され次第、昨日答弁をいたしましたようにスピーディーに対応していきたいと思っております。

また、3 年間の新たな雇用対策の内容でございますけれども、大きく分けまして雇用維持、再就職支援、そしてまた内定取消しの三つの柱となっているようでございます。

雇用維持対策に関しましては、特に問題となっている非正規労働者、その中で派遣労働者を正規雇用として直接雇い入れた派遣先企業には、労働者 1 人当たり、最大で 100 万円を支給する。これは、大企業も含まれるそうですが、大企業の場合はその半額、こうしたことによりまして派遣労働者の直接雇用を推進するという内容でございます。また、再就職支援対策では、雇用保険制度の機能強化ということがありまして、非正規労働者の適用基準が現在 1 年となっておりますが、それを 6 か月以上に緩和するとかといった内容となっております。また、内定取消し対策では、ハローワークの中に特別相談室を設ける、又は内定を取り消された新卒者を採用した企業に対しまして特別奨励金を支給するとか、また一方で内定取消しが悪質な企業に対してはその実名を公表するといったことが、政府から示されております雇用対策の内容と承知してございます。

○林下委員

ただいま御答弁があったように、政府のほうもいろいろな情報がふくそうしている中で、例えば地域でどのような効果的な雇用対策を行ったかによって交付される金額も若干差がつくのではないかなという報道もあるので。例えば、この地方の雇用対策として今言われている 1 兆円の配分と時期が、恐らくは年明け 1 月 5 日の通常国会を召集した時点で予算案がすぐに提案されて、今年度内にすべて実施ということになるとすれば、小樽市としてどういった雇用対策が考えられるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

今のこの地方交付税の増額分ですけれども、これは年度内、つまり平成 20 年度予算の中での対応となるのか、恐らく新年度予算の中で対応されるものと思われそうですが、今は本当に部分的な情報しか伝わってきておりません。その中で、先ほど言いました雇用対策の内容についても配分額の差を設けるとかといったことも国のほうでは考えているようです。ですからその内容がわかり次第、恐らく新年度の中での対応ということになるのかと思いますけれども、国の動向を十分見極めながら、対応等をしていけるようにとは思っております。

○林下委員

実は、雇用対策というのは、今、雇用相談窓口が常設されているという小樽市の実態もありますから、どうしても今までは小樽の場合は万全に機能しているというふうにみんなも考えていたと思うのですが、やはり政府が言うように、非常事態というか緊急事態だとすれば、やはり何とか地域独自で雇用対策というものを早く立ち上げていく必要があるのではないかなというふうに思うのです。昨日も話させていただきましたけれども、例えば標茶町では町独自の雇用対策を既に取り組んでいます。いろいろ調べてみましたら、苫小牧市でもそういう対策をもう既に始めているとか、いろいろそういう情報が出てきております。政府がやろうとしている予算案や関連法案が成立するのが年内とか年度内とかという状況では、いかにも急場しのぎみたいな感じもあるのですけれども、やはり早く手を打たないと、交付金の額にも影響を与えるのではないかなという心配があるものですから、その辺について

はどうですか。

○(産業港湾)商業労政課長

なかなか自治体独自の雇用対策というのは非常に難しいものがあると思っております。以前、市といたしましても、企業が一定以上の人数を雇い入れた場合に、その人数に応じて助成金を交付するといった制度も設けておりましたけれども、いろいろな各種施策の見直しの中で、今はその制度も行っていない状況にあります。

また、現在、小樽市内の有効求人倍率が0.4倍となっておりますが、過去、平成12年、13年のころには、国の有効求人倍率が0.54倍でございました。ちなみに今は0.79倍ですから、今よりもかなり悪い状況が実は12年、13年にありまして、そのときに検討いたしました緊急雇用対策として、例えば市でいろいろな図書館の作業ですとか、そういった雇用の枠を確保するような業務も行っていました。そして、昨日の予算特別委員会でも委員のほうから御紹介がありました標茶町の事業について、これは私もNHKの朝のテレビ番組でちょうどやっていたので見ました。標茶町というのは8,500人ぐらいの人口規模のまちで、人の数よりも牛の数のほうが多いというような、そしてまた林業が盛んということで、その林の伐採作業とかといっただけでもできるような作業に従事してもらうという、町独自の予算でそういった雇用対策を行っているものと思います。残念ながら、今小樽市の財政状況が大変厳しい中で、そういった標茶町のような事業というのはなかなか難しいと思っております。ただ、雇用対策という中で、今、我々が一番力を入れているのは、やはり新規学卒者の就職支援ということで、これまではジョブガイダンスですとかジョブサポートということで、とにかくこれから高校を卒業して社会に巣立っていく方が一人でも多く地元の企業で就職できることを目指して、各企業にも雇っていただくよう、いろいろな形の要請も行うなどしております。ですから、まずは国の対策が明らかになった段階で利用できるようにとは思っておりますし、また行政でできる範囲で今申し上げましたような新規高卒者の就職対策ですとかといった部分には引き続き力を入れていきまして、少しでも小樽の雇用環境が改善されるように取り組んでまいりたいと思っております。

○林下委員

小樽も、当然、財政状況が厳しいということはもう理解をしての話ですけれども、今、盛んに報道されているのは、年末を乗り切れるのかとか、あるいは本当に年度末を乗り切れるのかという報道がどんどんされているものですから、現に失業して全く就職のめどが立たない、本当に生活のめどが立たないという人が小樽でどのぐらいの数に上っているのかということです。昨日もハローワークのお話もお聞きしましたがけれども、やはり本当にそういう状況だとすれば、極端に言えば、坂道の砂まきでも、市としてやはり当面雇用を生み出すための独自の対策を示すことが、今後につながっていくのではないかという思いもしているものですから、非常に唐突な話ですけれども、ぜひそういったことも含めて検討していただければと思うのです。

◎緊急経済対策について

それでもう一つ、政府の緊急経済対策で、総額23兆円ということも言われていますし、極めて大きな予算が組まれるわけですが、このことに関して経済対策として具体的なメニューといったものがどの程度明らかにされているのか、承知している部分があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○(産業港湾)商業労政課長

まず、23兆円の内容でございますけれども、一つには財政上の対応として10兆円が含まれております。先ほど申し上げました雇用対策が1兆円、そして雇用創出等のための地方交付税増額が1兆円、そして経済緊急対応予備費、これは新設となるのですが、これも1兆円、そして住宅減税や設備投資減税等で1兆円、そして生活対策、これはもう既に10月30日に公表済みということですが、これで6兆円、計10兆円となっております。このほか、金融面での対応といたしまして13兆円、中身的には金融機能強化法に基づく政府の資本参加枠拡大で10兆円、そして政策金融の危機対応業務発動・拡充ということで3兆円、以上合わせて23兆円の内容となっております。

○林下委員

問題は、やはり地方にどの時期にどれだけの予算が配分されるのかということを私どもも非常に注目しているのですけれども、そういう予算の裏づけがなければ、何をするにしても、手の打ちようがないというのが実態だと思うのです。この組まれた予算がどういった時期にどんな形で配分をされるのかという見通しみたいなものはありますでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

確かにこの第 2 次補正予算と平成 21 年度予算は、1 月 5 日の通常国会冒頭で提出されて、その後国会の中で審議されて成立、その後実行されて地方への交付税増額といった内容となるものと思います。ただ、その予算の成立時期がどのくらいかですとか、その後の予定につきましては、我々のほうにもまだ国のほうからそういった情報提供がございませんので、くり返しになりますが、その辺は国の動きを見極めながら対応してまいりたいと思っております。

○林下委員

この関係につきましては、雇用と経済対策についてこれだけの大きな動きが起きてくるということで、やはり小樽市としても早急にその対策室といったものを設置して、体制を整えていく必要があるのではないかというふうに考えていますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○産業港湾部長

対策室といいますか、具体的に小樽の実態をまず把握しなければいけませんから、今、商業労政課長が言ったように、これはもう本当にハローワークと綿密に連携をとって、情報を把握していかなければならないと思います。そして、その実態に即してやはりやるべきことはやっていかなければならないのは当然なのですけれども、今、大枠で示されているものは、地方としてはできるだけ早くやってもらいたいというのは当然あります。ですから、それが早く、具体的に中身としてどうやって地方におろしてくるかというところが問題だと思うのです。課長が言いましたように、以前の平成 12 年、13 年のころの緊急雇用対策というのは、数年間、地方に官公庁の需要創出ということで、先ほど答えましたように、図書館のいろいろな電算化システムを 3 年なら 3 年間やって、毎年数千万円単位で行うというようなものがありました。これは北海道を通じて交付金のような形でおりてきて、いわゆるそのために臨時的に、要するに何人雇用を創出したかということでやったものでした。これはもうカンフル剤のような形で雇用創出に直接的に結びついておりますし、それから、今、砂まきのお話もありましたけれども、例えば市道の側溝整備とか、冬期間であれば、歩道の段差解消とかといったところに直接の雇用がどれだけ出せるかということでは地方から提案して、お金をもらってやったとかということがあるわけです。ですから、今回のそのマクロでの話はいろいろ今あるのですけれども、果たして私が今申し上げたような形でいただけるのか。それが普通交付税になるのであれば、普通交付税はこのために使うというわけにいかないわけですから、地方が提案したものに対して一般財源にとりあえずつけておいて、後で特別交付税が交付されるのか、これもわからないのです。それから、今のよう、直接交付金として出されるのか、これもわかりません。ただ、今までやった事例としては、過去にそういうことをやって、やはり一定程度の効果が図られておりますから、我々としてはもう早期に予算というものを成立していただいて、地方に早く届くようにということを願っておりますので、それによって現行の窓口も設けてありますので、産業港湾部なりが一体となって、あるいは人の関係であれば総務部とも一緒になってやって、十分やっていけるといいますから、とにかく様子を見ながら、臨機応変にその対応をしていきたいというふうに考えております。

○林下委員

◎円高による観光入り込み客数への影響と対策について

それでは、質問を変えます。

今、円高が相当急速に進んでおりまして、特に外国人観光客が激減するのではないかなというような予測もされておりますけれども、小樽の基幹産業である観光に相当な影響を及ぼしてくるのではないかと思います。小樽市としてそういった面の見通しはどうでしょうか。

○(産業港湾)観光振興室佐々木主幹

外国からの観光客の入り込みについてでありますけれども、報道でもありましたとおり、上半期におきましては、本市への外国人の入り込みというのは2万人を初めて超えまして、大変好調な形ではありましたが、下半期に入りまして、リーマンショック以降、円高の影響などもございまして、小樽への入り込み客数が非常に多い韓国や台湾からの観光客の入り込みの減少が伝わってきておりまして、それについては今後とも影響が懸念されているところでございます。

ただ、そういう中で、先般も台湾から修学旅行の高校生が見えたというようなこともございまして、そういうような取組の中で少しでも下支えをしていければというふうに考えております。

○林下委員

この関係につきましては、やはり小樽市としても今後のいろいろな対策が求められると思うのですが、特に小樽雪あかりの路は、冬場の数少ないイベントですから、やはりこの影響をいかに最小限に抑えるかというのは市の腕の見せどころという感じがしています。そういった意味では、やはり昨日も予算特別委員会ではかの議員が質問していたように、実は国内とか道央圏からかなりの客が入ってきているという事実はあるわけです。そうだとすれば、やはりもう一つ今の雪あかりの路にぶつけた小樽の魅力というものをつくるか、あるいは小樽で買物をすれば、片道の電車やバスの切符がもらえるというふうに、以前にはそういう企画をやったことがあります。そういうような、何か魅力をプラスするというような企画も必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○(産業港湾)観光振興室藤井主幹

今、委員がおっしゃった外国人観光客につきましては、韓国などでも円高ウォン安ということで、日本人が行く分には非常にいいらしいのですが、逆に韓国から来るとなると大変なことになるというようなことは聞いております。

私どもの小樽雪あかりの路のイベントも、おかげさまで来年2月に11回目を迎えることとなるのですが、一面では御存じのとおり、ボランティアの皆さんが支えているイベントでもあるという中で、海外から来るボランティアも非常に貴重な戦力になってございます。今回も韓国の「OKOVO（オコボ）」というボランティア団体が雪あかりの路のことで中心になって、5月から6月に既に人選を始めているぐらいですので、非常に熱気のある団体でございまして、そこら辺や中国からも含めて五十七、八人のボランティアが来るということで聞いております。ですから、そういう人たちはみんな自腹で来ますので、そういう部分を我々でどういうふうに支えていけるのかということでは、今、いろいろな部会がありますので、そういう部分でも検討しているところでございます。

外国人観光客ということで特化しているわけではございませんが、新たな魅力づくりがないと、やはり集客ということも望めないという中では、広報的な部分が重きになるのですが、一つには雪あかりの路の写真のポストカードを例年つくっていたのですが、今までは2種類をつくって宣伝用に配っていたものを、今回は、10種類つくりまして、一部は販売するのですが、そういう形でいろいろなところへ配布かたがた宣伝をしているというようなこともございます。また、仙台に藤崎という有名なデパートがあるのですが、今、そちらでの観光物産展ということで、これは全国的に例がないみたいですが、小樽だけの物産展ということで開催されておりまして、そちらに雪あかりの路のブースを設けまして、物産展に来られたお客に、こういうイベントがありますということでのPR、宣伝をしております。あと、小樽ロングクリスマスが始まっていますが、そちらのほうの取組ということで、「あったまるクーポン」を新聞の折り込みなどで市内に配布していますが、札幌市手稲区のほうにも、全戸ではないですが配布して、近隣の手稲区から小樽に雪あかりの路を見に来ていただき、ク

ーボンも使っていただくことでまちなかへの回遊を図りたいということです。そういう形の方策も行っておりますし、そのほかに小樽駅の構内で、ガラスの展示を行っているものですから、観光物産プラザの 3 番庫で過去の作品も集めて展示をやるという企画も出ております。外国人に特化しているというわけではございませんが、いろいろそういう限られた予算の中ではありますけれども、それぞれ民間の方の部会の中では知恵を絞って今一生懸命やっておりますので、そういう部分でいい結果になればということで私どもも期待しています。あとは天気が心配なだけですけれども、これは今から心配してもしょうがない部分でもありますので、いろいろなアイデアの中で、何とか懸念されている部分を吹き飛ばすというような感じでやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○林下委員

◎ロシアにおける関税引上げと小樽港の輸出入について

最後になりますけれども、今、ロシアで中古車の関税が相当引き上げられるという動きが伝えられておりまして、先ほど濱本委員からも小樽港の活性化についてのいろいろなお話がありましたけれども、今まで非常に順調に港も推移してきたのですが、この影響で輸出が激減するのではないかというような報道もされておまして、やはり今後、小樽港の輸出入を確保するためにもいろいろ市としても検討するなり、あるいは対策をとるなりということが考えられているのでしょうかけれども、その点について御説明をお願いしたいと思います。

○(産業港湾)港湾室主幹

ロシアの中古車について、日本からの輸出、向こう側で言えば輸入関税の引上げということで、最近新聞紙上をにぎわしているわけですが、11月に解体車についてのみ関税が引き上げられましたが、これにつきまして、小樽港で扱っている解体車は全く見なくなったような状況にありますが、いわゆる一般の乗用車については一向に減っていないような状況でございます。

また、新聞報道によりますと、来年 1 月中旬には、いわゆる一般の中古車につきましても 1 年から 5 年、5 年以上ということで関税が引き上げられて率が変わるという報道もされております。この関税引上げによりますと、やはりロシア国内の経済状況も非常に影響があると思いますので、小樽港での取扱い台数についてはこれまで順調に伸びてきておりますが、今後は少なからず影響が出てくるものと考えられます。ただ、やはり需要と供給がありますので、ロシア国内の経済状況に左右される部分が多々あるかと思います。

いずれにいたしましても、今後、ロシア国内での動静などの報道等を注視しながら、今後の小樽港での扱いについても見ていきたいというふうに考えてございます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 15 分

再開 午後 3 時 28 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

○新谷委員

日本共産党を代表して、陳情は前回どおりすべて採択を主張し、討論いたします。

最近の灯油価格は確かに下がっております。しかし、市生活安全課の調査では、12月の価格を比較して見ますと、昭和49年は32.9円でした。それからずっと上がり下がりがありますが、平成12年から15年くらいまでは40円台で推移しております。17年は69.8円、18年は75.8円ということで、今、若干これよりは下がっておりますけれども、しかし先ほど質問で聞きましたが、市内の業者の方の営業というのは、業況悪化が69パーセントと答えているということで、大変厳しい実態がうかがわれます。灯油の価格は下がっても、原材料の価格というのは下がっておりませんから、やはり営業していく上では大変厳しい事態になっております。したがって、陳情で述べておりますこの願意は全く妥当でありまして、採択を主張します。

詳しくは本会議で述べますが、以上、採択を主張して、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第1110号ないし第1114号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、陳情はいずれも継続審査と決しました。

次に、議案第21号及び所管事項の調査について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。